

匝瑳市都市計画審議会議事概要

○日 時 平成30年9月28日（金）午後1時30分～午後2時46分

○場 所 匝瑳市役所議会棟第3委員会室

○出席者 (委員)

伊藤栄治委員、向後忠信委員、往古幸衛委員、鶴野航三委員、
岩井清委員、浅野勝義委員、椿日出男委員、橋本大義委員、
大木三喜男委員、宮内宏巳委員

(事務局)

都市整備課 高橋課長、佐藤主査補、川口副主査

○次 第

1 開会

2 市長挨拶

3 委員等紹介

4 会長等選出

5 議事

議案第1号 八日市場都市計画公園の変更について

6 その他

7 閉会

議事概要

1 開会

2 市長挨拶

3 委員等紹介

委員、事務局がそれぞれ自己紹介を行った。

4 会長等選出

委員の互選により、伊藤栄治委員が会長に選出された。

5 議事

伊藤会長の進行により次の議案について、審議を行った。

議案第1号 八日市場都市計画公園の変更について

資料に基づき、事務局から説明を行った。

<主な質問・意見>

委員：市民の利便性の向上を図り、一体感のある公園として保全・充実させるために都市計画変更を行うということですが、都市計画の網を掛けないと市民の利便性の向上が図れないというお考えですか。

事務局：3月の市議会において匝瑳市都市公園条例の改正があり、その中で運動施設率を100分の65とする条例規定もできましたので、それに合わせて都市計画決定をしたいということです。

委員：一度都市計画の網を掛けてしまうと、他に流用とか変更が非常に困難なものになると聞いています。現地は匝瑳市唯一の工業団地の一画に位置していて、市で何か用途があった場合はすぐに変更できるような体制にしておかないと、今後の市の発展に繋がらないと思います。計画区域に隣接している平木と書かれた農地がありますが、農地転用のできない土地なのか、地目を含めた地積の説明をお願いします。

事務局：台帳面積で約1万9千㎡と把握しています。そのうち、田が約3千㎡、

畑が約7千㎡、山林が約2千㎡、雑種地が約5千㎡、宅地が約2千㎡となっています。田畑約1万㎡は、農振農用地区域となっています。

委員：この平木という場所は、今後開発できない場所であると認識してよろしいですか。

事務局：当課でできるとか、できないとかは申し上げられませんが、一般的に農振農用地ですと白地よりは開発するのは困難と思われます。

委員：ここが唯一の工業団地の一面にあるということで、今後永久に開発できないところにするよりも、何か事業があった時に市の力で農業振興地域を外せるかどうかという問題が関わってきますので、そういう土地は残すべきだと思いますがいかがでしょうか。

事務局：このみどり平東公園は、工業団地で働いている従業員の方たちが野球や公園を散策してリフレッシュするだけでなく、一般市民の憩いの場としても活用されていると認識しています。今回追加する西側の用地については、市が昭和59年に地域コミュニティ計画という計画の中で既設の野球場と結びつけた南地域コミュニティセンターとしてコミュニティセンター建物や多目的広場、小規模公園の用地として公社に市から譲与をお願いし、県開発公社から市に土地の譲与が実現したという経緯があり、市としても当該用地は公園として活用したいと考えています。また、3月の市議会で匝瑳市都市公園条例の改正があり、みどり平東公園については、運動施設率が100分の65となりましたので、市としてはこの西側用地を都市計画決定の網を掛けて、一体的な運用を図っていきたいと考えています。

委員：100分の65というのが議会の議案にありましたが、現状で100分の65になっているのではありませんか。

事務局：運動施設率につきましては、都市公園法の改正により100分の50を参酌して、市条例でそれぞれの公園について定めることができることとなりましたので、3月に条例改正を行い、みどり平東公園の運動施設率を100分の65としたところです。この西側用地を入れないと100分の90となりますので、今回この西側の用地を編入したいと考えています。

委員：3月の条例で100分の65というお話を伺いましたが、網掛けしたら100分の65になるということでしょうか。100分の65を達成する

ために駐車場として使用しているところを網掛けしたいということでしょうか。

事務局：3月議会で市条例が改正されましたので、それに合わせたいと考えています。

委員：今回追加する4千8百㎡というのは、これから企業誘致などできますか。

事務局：県公社から公園用地として譲与されましたので、市としては企業誘致を考えておりません。公園として利用したいと考えています。

委員：公園にした場合に事故が起きたら市の責任になります。過去に野栄ふれあい公園の山で草滑りをして怪我をして賠償金を払ったということがありました。

事務局：野栄ふれあい公園の件については、東京方面の方が草滑りをして怪我をしたということで、市に対して損害賠償になったと記憶しています。現状は草滑りを禁止する旨の看板を設置し、山の中腹に植栽を施し、草滑りできないようにしています。絶対に事故が起きないとは言えませんが、事故が起きないように配慮しながら公園管理をしています。また、本市における都市公園の面積ですが、都市公園法の規定では1人当たり10㎡ということになっていますが、現状は5.98㎡となっています。市の魅力という面で考えますと、都市公園が充実しているということも市の魅力になるのではないかと考えています。

委員：この辺は都市部と違って市全体が公園みたいなものですから、都市の問題をそのまま当てはめるのは少し問題があるかと思います。

委員：みどり平東公園の西側の土地を都市公園にした場合としない場合、市民に対する利便性はどうなりますか。ここは唯一の工業団地で、なかなかこれ以上用地買収ができません。優良企業が来た場合にすぐにでも用地を確保できるというような状況を作っておかなければ将来的な市の発展はないと思いますがいかがでしょうか。

事務局：確かに匝瑳市は周辺に緑が多いかと思います。ただ、都市公園というのは山林等とは違い、例えば親子で食事をしたり、運動したり、リフレッシュする空間としての機能を持っています。また、市民の憩いの場として何十年も使われており、県開発公社から譲与を受けた過去の経緯もあります。

ので、都市計画法の網を掛けたいと考えています。

委員：市民が使うために公園を作った訳ですから、その公園を工業団地の工場が来るから潰すとか、そういう発想は市民の立場としては考えられないことです。工業用地は別途用意すれば良いのではないかと考えます。市民の立場から、この公園をこれからも使っていくということになりますので、この計画を進めていただきたい。

委員：今回の変更理由の中で「一体感のある公園として保全・充実させるため」と書いてありますが、この充実とは将来的に今あるもの以外を計画して、市民のための使える公園にするというビジョンはあるのでしょうか。

事務局：今のところ西側用地について遊具等を設置するなどの予定はありませんが、今のご意見を今後の参考にさせていただきます。

委員：将来開発があっても公園以外の用途として利用しないように、市として公園区域に入れるという意味ですか。

事務局：将来的にも公園以外の用途として利用しないように、公園区域に編入したいと考えています。

<採 決>

賛成多数で原案のとおり承認された。

6 その他

7 閉会